

船場公園 利用行為  
占有行為申請書  
利用料免除

道の駅るもい指定管理者  
特定非営利活動法人留萌観光協会  
会長 佐藤太紀様

令和 年 月 日

住所	
団体名	
代表者	
担当者	
電話	( ) ー 番

注 太枠の中を記入

裏面の許可条件に同意の上、次のとおり申請します。

1 公園利用・占有行為申請

目的				のため
場所・面積	船場	公園	場所 <small>ふれあい広場(インターロッキング) 道の駅敷地内</small>	面積 $m^2$
利用期間	令和 年 月 日	～	年 月 日	間
占有期間	令和 年 月 日	～	年 月 日	間
管理方法	<input type="checkbox"/> 申請者が管理	<input type="checkbox"/>	が管理	
営利料金の徴収	有・無	入場料を取る場合は、入場料の類の一人当たり最高額		円

2 公園利用料免除申請 注 申請しない場合は空欄

理由	のため
----	-----

<b>許可書</b>			
利用料	円 上記申請を裏面の条件を厳守することを条件に許可する。		
道の駅るもい指定管理者 特定非営利活動法人留萌観光協会 会長 佐藤太紀 ⑩			
許可年月日	令和 年 月 日	許可番号	
料金納入年月日	令和 年 月 日	領収書番号	

(申請書裏面)

#### 許 可 条 件

- ① 利用・占用後は復旧工事を行い、現状に復すこと。
- ② 施設を汚損した場合は、清掃を行うこと。
- ③ 利用・占用によるゴミは、申請者が処理すること。
- ④ 利用・占用に対する苦情・問い合わせは、申請者が対応すること。
- ⑤ 利用・占用中は、申請者が利用・占用区域を管理していると思なす。
- ⑥ 利用・占用中の事故・災害は、申請者が解決すること。
- ⑦ 前述のほか、留萌市都市公園条例を厳守し、指定管理者の指示事項に従うこと。
- ⑧ 既納の利用金は還付しない。ただし市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。